

【創業分野】 規制改革事項について

1. 国家戦略特区

＜特例措置＞

規制改革事項	概要	実現時期等	初活用自治体
開業ワンストップ	外国人を含めた起業・開業促進のための各種申請ワンストップセンターの設置 外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。	2015年7月 特区法成立	東京都、福岡市
公証人	公証人の公証役場外における定款認証 公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。	2015年7月 特区法成立	東京都
空港アクセス	空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和 ニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る観点から、国家戦略特区内の空港を発着する空港アクセスバスについては、運賃設定の際の上限認可を届出とし、運行計画設定の際の届出期間を(30→7日前)短縮。	2014年12月 省令 2016年7月 通知	福岡市
官民人材	官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化(2) ・スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国の行政機関の職員がスタートアップ企業で働き、一定期間内に再び国の職員になった場合の退職手当の算定について前後の期間を通算。 ・国、自治体、大企業に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくするため、「人材流動化センター(仮称)」を設置し、労働市場の流動性向上、スタートアップ企業における優秀な人材の確保に資する援助を行う。	2015年7月 特区法成立	福岡市
信用保証 (一般社団等)	一般社団法人等への信用保証制度の適用 一般社団法人及び一般財団法人に関して、金融機関からより円滑に資金調達出来るようにするため、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。	2017年5月 要綱	仙台市
テレワーク	多様な働き方推進のための「テレワーク推進センター」の設置 テレワーク等多様な働き方を普及させることにより、企業の働き方改革を推進し優秀な人材を確保するとともに、生産性を高め、企業の国際競争力を強化するため、国と地方公共団体が連携し、テレワークを導入しようとする企業等に対する各種相談支援をワンストップで行う「テレワーク推進センター」を設置する。	2017年6月 特区法成立	東京都

工場の新増設	工場新増設促進のための関連法令の規制緩和 市町村の条例の制定により、工場敷地の緑地面積率等の基準の緩和を可能とする。	2021年6月 特区法成立	
--------	---	------------------	--

<特例措置⇒全国展開>

NPO	NPO法人の設立手続きの迅速化 ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続きにおける申請書類の縦覧期間(現行1か月)を大幅に短縮。 ※初活用自治体:仙台市	2015年7月 特区法成立 2021年6月 特定非営利活動 促進法	
-----	--	---	--

<全国展開>

随意契約	地方公共団体による新規性等のあるサービスに係る随意契約要件の緩和 創業期の企業を支援するため、地方公共団体が締結する契約については、新規性等のある物品に加え、役務に対しても、当該役務の新規性等を確認する措置を担保した上で、随意契約によることを可能とする。	2015年 12月 自治法施行令及 び地方公営企業 法施行令	
------	--	--	--

2. 構造改革特区関係

特定事業(特定事業番号)	概要
条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業(412)	条例による事務処理の特例により都道府県の事務権限が市町村へ移譲された場合、国との協議等は都道府県を経由しなくても良いものとする。
ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業(911-2)	ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転が認められていないコンビナート内の小規模事業場について、他の事業場と共同で安全性が確保された場合には、小規模事業場の連続運転を可能とする。
再生資源を利用したアルコール製造事業(1101)	地域の産業活動における使用済物品や廃材などを原料としてアルコールを製造する事業を行う場合に、特例措置として、アルコール事業法による流通管理を行わないことを可能とする。